（整理番号 2620）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第６回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月４日公開

開催日時 場　　所	令和８年８月６日　10 時 00 分～12 時 35 分 長野労働局　２階会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　２人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．長野県最低賃金の改正審議について ２．長野県最低賃金専門部会報告について ３．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会、令和８年度第６回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認です。本日の出席者ですが、この場に７名の方、ご出席いただいております。加えて竹村委員が長野地方最低賃金審議会運営規定の第４条に基づきテレビ会議システムにより出席いただいており、合計８名の方のご出席を確認しております。最低賃金審議会令第５条第２項に基づき、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日、傍聴の方が３名、お越しいただいていることを報告いたします。それでは、これからの審議につきまして、山本部会長どうぞよろしくお願いいたします。

○山本部会長

おはようございます。今日、３時から本審が予定されていますので、できれば本日のこの部会において、結論を出したいということで、皆様にご協力をお願いしたいと思っています。できる限り、事務局の都合、委員のご都合がありますので、12 時までには、終了したいということで、あまり時間がないので、早速進めていきたいと思います。よろしくお願いします。まず、長野県最低賃金の改正審議に入ります。本日の議事録確認を指名します。労働者代表委員におかれましては、竹村委員に、使用者代表委員におかれましては鈴木委員にそれぞれお願いいたします。

前回の審議における具体的な金額提示について整理しますと、労働者代表委員からは、金額は 60 円引き上げ、5.7%の引き上げ、時間額 1,121 円、発効日に関しては法定発効、仮に今日ですね、本審で結審できるとなれば 10 月 2 日ということになります。とのご主張がありまし

た。一方、使用者代表委員からは 56 円引き上げの時間額 1,117 円発効日につきましては、11 月 1 日としたいとのご主張をそれぞれいただいております。それでは労使それぞれで改めて提示金額などについてご協議いただいているかと思いますので、基本的な考え方の追加事項や改めて協議したい内容等がございましたら、この場でご発表をお願いいたしますが、労働者代表委員、何かありますでしょうか。

（労働者側委員に意向を確認）

個別の方がいいですか。はい、一旦じゃあ、この場で３者の中ではご確認いただくことはないということで、使用者代表委員の方からはいかがですか。

○鈴木委員

56 円の 1,117 円で、発効日は 11 月 1 日ということで。

○山本部会長

はい。ご主張は変わらないということですね。ありがとうございました。ただいま、それぞれから現時点でこの三者においては、追加でご発表だとか、変更点ということはないというふうにお話がありましたけれども、それに関して双方、特にご質問やご意見とかはないですかね。

（ないことを確認）

はい、わかりました。ありがとうございます。現時点において、金額は４円の差、また発効日について、それぞれ隔たりがあるということになっていますので、前回に引き続いて、個別協議に切り替えて審議を進めるということでいきたいですが、よろしいですか。

（異論がないことを確認）

それでは、これから個別協議で進めてまいりたいと思います。公労、次いで公使の順で行いますので、使用者側委員は一旦ご退席をお願いいたします。この後の個別協議は非公開となります。傍聴者の皆様は、お手数ですが、荷物をすべてお持ちいただきまして、ご退席をお願いいたします。全体協議の再開については、後ほどお知らせします。全体協議が再開されるまでの間は、１階ロビー等でお待ちいただくこともできます。では、ご退席のほどよろしくお願いいたします。

（個別協議）

（全体協議再開）

○藤川賃金室長

事務局の方から補足ということでさせていただこうと思います。今現在、二者協議に続きまして、公益見解をお示しさせていただく要領で進んでおり、その調整が済んだという段階です。この後、私の方から今取りまとめました公益見解を朗読させていただき、その後、採決ということで進んでいきますので、どうぞよろしくお願いします。それでは、公益見解をお手元にお示ししております。２枚の資料ということで、タイトルが、長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解となっております。

（「長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解」の朗読）

１　長野県の経済情勢は、日銀松本支店が７月１日に発表した企業短期経済観測調査によると、業況判断 D.I.（全産業）はプラス 10 で企業の業況感は「横ばいとなっている。」としている。また、財務省関東財務局が４月 22 日に発表した管内経済情勢報告によると、長野

県の総括判断は「県内経済は、持ち直している」としており、一般社団法人長野経済研究所が７月 17 日に発表した最近の長野県経済の動向（月例調査）によると、長野県内景気は「生産面を中心に底入れの兆しがみられる」としている。一方、６月２日に長野県産業労働部産業政策課が発表した中東情勢等を踏まえた県内事業者への影響に関するアンケート（速報）概要によると、中東情勢悪化による事業活動への影響（企業形態別）として、全業種では「大きく・少し影響を受けている（69.3%）」、「今後影響を受ける可能性がある（18.3%）」としている。県庁所在地たる長野市の消費者物価は、長野県企画振興部総合政策課統計室統計第二係が７月 24 日に発表した長野市の消費者物価指数―2020 年基準―によると、「総合指数は、2020 年（令和２年）を 100 として 114.9 となり、前月比は同水準でした。また、前年同月比は 1.5%上昇し、58 か月連続で前年同月を上回りました。」としている。賃金改定状況調査結果第４表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の令和８年のＢランクの賃金上昇率は 3.4%と、令和７年の 2.9%から 0.5 ポイント上昇している。また、長野県労働雇用課調査情報係が７月 24 日に発表した令和８年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果（最終報）によると、「平均妥結額は 11,445 円で、前年同期と比べ金額で 1,025 円増加し、平均賃上率は 4.08%で、前年同期を 0.25 ポイント上回りました。」としている。雇用情勢としては、直近の令和８年６月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.28 倍（全国 15 位）となっており、「雇用情勢は、堅調に推移している。ただし、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」としている。

２ こうした経済情勢等を踏まえ、今年度の長野県最低賃金額改定に際し、当審議会に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張を鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額には隔たりがあったものの、それぞれの考え方は十分理解できるものである。

３ 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、最低賃金法第９条第２項の３要素に留意し、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」を参酌した上で、地域間格差への配慮等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめたものであり、当審議会としても尊重すべきものと考える。

４ 今年度の引上げ額の目安は、Ａランクで 54 円、Ｂランク・Ｃランクで 56 円となり、これは、時間額表示となった平成 14 年度以降で２番目に高いものであり、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。

５ 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安に関する考え方を基準とし、県内企業の経営状況や県内事業者の賃金支払能力等を踏まえつつも、消費者物価指数など労働者の生計費、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率など賃金、国内企業物価指数など通常の賃金支払能力等を総合的に勘案し、1,117 円で改定すべきものと考える。

６ 発効日については、最低賃金制度の趣旨に鑑みつつ、法定発効の令和８年１０月２日とすべきものと考える。

７ 以上のことから公益委員としては、現行の長野県最低賃金の時間額 1,061 円を 56 円引上げて「1,117 円」とし、発効日は法定発効の令和８年 10 月 2 日とするのが相当であることを見解として提示する。公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

８ なお、当部会として、別紙のとおり、政府に対して、強く要望する。

別 紙

長野県最低賃金専門部会の政府に対する要望について

１ 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

２ 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。

３ 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。

４ 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定３要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。

以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございました。これよりこの公益見解について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。

（公益委員２人、使用者側委員３人の挙手を確認）

手をおさげください。反対の方は挙手をお願いいたします。

（労働者側委員３人の挙手を確認）

結果について、事務局にて確認をお願いいたします。

○藤川賃金室長

確認いたしました。賛成が４名ということでよろしいでしょうか。反対の方がビデオ会議参加の竹村委員を含めまして３名ということで確認いたしました。

○山本部会長

賛成、５名じゃないですか。

○藤川賃金室長

ビデオ会議参加の委員を含めて、賛成５名、反対３名と確認いたしました。

○山本部会長

ありがとうございます。賛成多数ですので、公益見解通りと決定といたします。ただいまの審議結果について、本審に報告するための専門部会報告案を作成いたします。準備できていますか。

○藤川賃金室長

できています。

○山本部会長

それでは、事務局で専門部会報告案を配付し、朗読をお願いいたします。

（専門部会報告を委員に配付）

○小野山指導官

それでは、長野県最低賃金の改正決定に関する報告書案を朗読させていただきます。

（専門部会報告案の朗読）

○山本部会長

ありがとうございました。長野県最低賃金の改正決定に関する報告書案についてご意見ありますでしょうか。特になければ案をとっていただき、この報告書を第３回本審に提出いたしますが、よろしいでしょうか。

（異論ないことを確認）

それでは、案をとって第３回本審に提出することといたします。事務局から何かありますか。

○小宮山労働基準部長

労働基準部長の小宮山でございます。事務局を代表いたしまして、一言御礼申し上げます。専門部会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また大変暑い時期でございましたが、最低賃金の金額及び発効日について、集中的に審議していただきました。誠にありがとうございます。先ほど取りまとめとなりました専門部会報告、こちらを踏まえまして、本日午後の第３回本審におきまして、審議会会長から長野労働局長に答申がなされるという予定でございます。併わせまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について、こちらは長野労働局長から審議会会長に諮問させていただくという予定となっております。各委員の皆様におかれましては、引き続き審議会、それから追って設けられます特定最低賃金専門部会の円滑な運営とご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○藤川賃金室長

事務局から日程の関係だけ短時間でご説明いたします。この後、午後３時からこちらの場所で第３回本審を開催いたします。委員の皆さんにおかれましては、ご出席よろしくお願いいたします。以上です。

○山本部会長

最後になりますが、労働者代表委員から何かありますでしょうか。

○齋藤委員

まずは、長きにわたり審議をしていただいたことに非常に感謝を申し上げたいと思っており

ます。使用者の皆さん、そして公益の皆さんにも我々の主張をいろいろ聞いていただいたことには感謝を申し上げたいと思いますが、ただ、結果としては、我々は到底納得いくところではございません。まずは、審議会の中でもこのような結果になったことを、非常に不満に思っておりますので、またその中でも示していきたいと思っております。そういうわけですが、この専門部会で議論をさせていただいたことには、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○山本部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員の方で何かありますでしょうか。

○鈴木委員

皆さんお疲れ様でした。長い時間になったわけですが、ここで、こう結果が出たということで、今後ともよろしくお願いします。以上です。

○山本部会長

ありがとうございました。それでは、本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

閉会